

# 国内募集型企画旅行旅行条件書

この旅行は朝日観光自動車(以下、「当社」とします)が企画・実施する募集型企画旅行で、お申込みのお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下、「旅行契約」といいます)を締結することになります。この書面は旅行契約が成立した場合は旅行業法第12条の5の規定により交付する契約書面の一部になります。

## 1. 申込み方法と旅行契約の成立・旅行代金のお支払い

- (1)当社と旅行契約を締結しようとするお客様は、ご来店または電話等の通信手段において当社が定める方法により予約の申込みをするものとし、旅行代金は当社の指定する期日までに前払頂くとします。
- (2)旅行契約の成立時期は、お客様が旅行契約の内容及び旅行条件等に同意の上予約申込みを行い、当社が予約の承諾をし、申込書と申込金を受領したときに成立するものとし、ただし、当該契約の申込みを承諾する旨の通知をEメール、ファクシミリ、留守番電話等の通信手段による方法で通知する場合は、当該通知がお客様に到達した時に成立します。

## 2. お申込み条件

- (1)日帰りは1名、宿泊は2名以上でお申込み下さい。小人のみの申込の場合保護者(法定代理人)の同意書が必要です。
- (2)健康を害している方、身体に障害のある方はその旨お申し出下さい。団体行動に支障をきたすと当社が判断した時はお申込みをお断りさせていただくか同伴者の同行を条件とさせていただきますことがあります。
- (3)旅行の参加に際して特別の配慮を必要とするお客様は契約の申込み時にお申し出下さい。当社は可能な範囲内でこれに応じます。当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担になります。

## 3. 最少催行人員

各出発日も募集広告に記載しています。これに満たない場合、旅行を中止することがあります。その場合旅行開始日14日前(日帰りの場合は4日前)までにその旨を通知します。当社の判断により最少催行人員に満たないまま旅行を実施する場合、お客様へ通知をした上でガイド及び添乗員が同行しない場合があります。

## 4. 添乗員

同行いたします。お客様は団体で行動する時は、旅行を安全かつ円滑に実施するため添乗員等当社の指示に従わなければなりません。

## 5. 旅行代金に含まれるもの

- (1)旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金
- (2)旅行日程に明示した宿泊代金及び税・サービス料
- (3)旅行日程に明示した観光施設の入場料、ガイド料並びに食事代金及び税・サービス料
- (4)同行した場合の添乗員・乗務員諸費用

## 6. 旅行代金に含まれないもの

- 前条の他は旅行代金に含まれません。その一部を例示します。
- (1)自由行動中の観光施設の入場料、交通費、食事代
  - (2)超過手荷物料金
  - (3)クリーニング代、電話料金、メイドへのチップ、追加飲食費等
  - (4)任意の旅行傷害保険及び傷害・疾病に関する医療費
  - (5)ご希望者のみ参加されるオプションツアー代金

## 7. 最終日程表

確定した運送・宿泊機関名等が記載された最終日程表(確定書面)は旅行開始日からさかのぼって3日目に当る期日までに交付します。ただし、旅行開始日の前日からさかのぼって7日目に当る日以降にお申込みがあった場合は、旅行開始日に交付することがあります。なお、期日前であってもお問い合わせいただければ手配状況について説明いたします。

## 8. 旅行契約内容・旅行代金の変更

- (1)当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合、旅行契約の内容を変更することがあります。また、その変更に伴い旅行代金を変更することがあります。
- (2)著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて利用する運送機関の運賃・料金の改訂があった場合は、改訂の範囲内で旅行代金の額を変更することがあります。増額する場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当る日より前に通知します。減額する場合は、運賃・料金の減少額だけ旅行代金の額を減額します。

## 9. お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て所定の手数料をお支払いいただくことにより契約上の地位を第三者に譲渡することができます。

## 10. お客様による旅行契約の解除—旅行開始前

- (1)お客様はいつでも下記の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。ただし、取消しのご連絡は当社の営業時間内のみお受けいたします。
- (2)次の場合は取消料はいただきません。

- ①旅行契約内容に下記「旅程保証」の変更保証金の支払い対象になる変更があった時。
- ②著しい経済情勢の変化等による運送機関の運賃・料金の改訂により旅行代金が増額された時。
- ③天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の事由により、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となりまたは不可能となるおそれが極めて大きい時。
- ④当社が最終日程表を旅行開始の前日までに交付しなかった時。
- ⑤当社の責に帰すべき事由により当初の日程どおりの実施が不可能になった時。

## ◆取消料

解除期日	取消料率
旅行開始日の20日前～8日前(1泊以上の旅行)	旅行代金の20%
旅行開始日の10日前～8日前(日帰り旅行)	旅行代金の20%
旅行開始日の7日前～2日前	旅行代金の30%
旅行開始日の前日	旅行代金の40%
旅行開始日当日(旅行開始前)	旅行代金の50%
旅行開始後または無連絡不参加	旅行代金の100%

スポーツ観戦、観劇、コンサート等が旅行代金に含まれる旅行の取消については受入機関の手仕舞いを経過した後は解除期日にかかわらずチケット相当額の取消料を申し受けます。複数人数でのご参加で一部のお客様が契約を解除される場合は、ご参加のお客様から運送・宿泊機関の(1台・1室あたり)のご利用金額の変更に対する差額代金をそれぞれいただきます。オプションプランも上記取消料率による取消料が利用日を基準として別途適用されます。ただし、旅行開始後の取消料は100%となります。

## 11. お客様による旅行契約の解除—旅行開始後

- (1)お客様のご都合により旅行サービスの一部を受領されず、または途中で離団された場合はお客様の権利放棄とみなし、一切の払戻はいたしません。
- (2)お客様は旅行開始後において、お客様の帰すべき事由によらず契約書面に記載した旅行サービスを受領することができなくなった時または当社がその旨を告げた時は前条(1)の規定にかかわらず取消料を支払うことなく受領できなくなった部分の契約を解除することができます。この場合において、当社は受領できなくなった当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他すでに支払い、またはこれから支払われなければならない費用(当社の責に帰すべき事由によるものでない時に限ります)を差し引いた金額をお客様に払い戻します。

## 12. 当社による旅行契約解除—旅行開始前の解除

- 旅行契約の成立後であっても、次の場合、当社は旅行契約を解除することがあります。
- (1)お客様があらかじめ明示した性別、年齢、資格等の参加旅行者の条件を満たしていないことが判明した時。
  - (2)お客様から所定の期日までに旅行代金のお支払いがない時。この場合、お客様が当該期日の翌日に旅行契約を解除したものととして取消料に相当する額の違約料をお支払いいただきます。
  - (3)お客様が病気、必要な介助者の不在等当該旅行に耐えられないと認められる時。
  - (4)お客様が他のお客様に迷惑をおよぼすおそれがある時。
  - (5)天災地変等の当社の関与できない事由により旅行の実施が不可能な時。
  - (6)お客様が旅行契約に関し合理的な範囲を超える負担を求めた時。

## 13. 当社による旅行契約の解除—旅行開始後の解除

- (1)旅行開始後であっても、次の場合、当社は旅行契約を解除することがあります。
  - ①お客様が、病気、必要な介助者の不在等により当該旅行の継続に耐えられない時。
  - ②お客様が他のお客様に迷惑をおよぼした時。
  - ③天災地変等の当社の関与できない事由により旅行の継続が不可能な時。
- (2)この場合、当社は、旅行契約解除後の旅行サービスについて取消料、違約料を差し引いて払戻します。

## 14. 旅行代金の払戻し

旅行代金の払戻期日は以下のとおりです。  
旅行開始前の解除の場合…解除の翌日から起算して7日以内  
旅行代金の減額または旅行開始後の解除の場合…契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内

## 15. 団体・グループ契約

- (1)当社は、団体・グループを構成するお客さまの代表として契約責任者から旅行の申込みがあった場合、お客様の契約の締結及び解除に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなします。契約責任者は、当社が定める日までに構成者の名簿を提出していただ

きます。

- (2)当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、または将来負うことが予測される債務または義務については何ら責任を追うものではありません。

#### 16. 旅程管理等

当社は安全でかつ円滑な旅行の実施に努めます。お客様は、団体行動中、当社の指示に従っていただきます。

#### 17. 保護措置

当社は、旅行中、お客様が疾病、障害等により保護を要する状態にあると認められた時は、必要な措置を講じることがあります。この場合、これが当社の責に帰すべきものでない時は、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は、当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法でお支払っていただきます。

#### 18. 当社の責任

- (1)当社は、当社または当社の手配代行者が故意または過失によりお客様に損害を与えた時はその損害を賠償いたします。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内(手荷物の場合は14日以内)に当社に通知があった時に限ります。手荷物の賠償限度額は当社の故意または重大な過失がある場合を除きお一人様15万円を限度とします。
- (2)お客様が天災地変、戦乱、運送、宿泊機関等の旅行サービスの中止、官公署の命令その他の当社または手配代行者の関与しない事由により傷害を被った時は、当社は前項の場合を除きその損害を賠償する責任を負うものではありません。

#### 19. お客様の責任

- (1)当社は、お客様の故意または過失により当社が損害を被った時はお客様から損害の賠償を申し受けます。
- (2)お客様は旅行開始後において本書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため本書面と異なる旅行サービスを提供されたと認識した時は、旅行地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者または当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

#### 20. 特別補償

当社は、当社の責任が生ずるか否かを問わず、旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)別紙の特別補償規定で定めるところにより、その身体、生命または手荷物の上に被った一定の被害について補償金及び見舞金を支払います。

#### 21. 旅程保証

- (1)旅行日程に下表に掲げる変更(次に掲げる事由による変更を除きます。天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、旅行参加者の生命または身体の安全確保のために必要な措置)が行われた場合は、旅行代金に下表に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、サービスの提供の日時及び順序の変更は対象外となります。
- (2)変更補償金の額は、お客様お一人に対し、一募集型企画旅行につき旅行代金の15%を限度とします。また、変更補償金の額は、1,000円未満の場合は支払いません。

変更保証金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
(1)契約書面に記載した旅行開始日または旅行終了日の変更	1.5	3.0
(2)契約書面に記載した入場する観光地または観光施設(レストランを含みます)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
(3)契約書面に記載した運送機関の等級または設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限り)	1.0	2.0
(4)契約書面に記載した運送機関の種類または会社名の変更	1.0	2.0
(5)契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港または旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
(6)契約書面に記載した宿泊機関の種類または名称の変更	1.0	2.0
(7)契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
(8)前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

#### 22. 旅行条件の基準日

この旅行条件及び旅行代金の基準日は当該パンフレット等に明示した日となります。

#### 23. その他

当社はいかなる場合でも旅行の再実施はいたしません。

#### 24. 個人情報の取扱いについて

- (1)当社は、旅行申込みの際に提供された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込み

いただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。このほか、当社及び当社と提携する企画の商品やサービスのご案内、旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い、統計資料の作成に、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

- (2)当社が取得する個人情報は、お客様の氏名、年齢、性別、電話番号、住所、メールアドレス、その他コースにより当社が旅行を実施する上で必要となる最小限の範囲のお客様の個人情報とします。また介助者の同行、車椅子の手配等特別な配慮を必要とする場合で、当社が可能な範囲内でこれに応ずる(または応じられない旨の回答をする)目的のために、上記以外の個人情報の取得させていただくことがあります。これは当社が手配等をする上で必要な範囲とします。
- (3)当社が前項の個人情報を取得することについてお客様の同意を得られない場合は、当社は、募集型企画旅行契約の締結に応じられないことがあります。また同意を得られないことにより、お客様のご希望される手配等が行えない場合があります。
- (4)当社は、お申込みいただいた旅行の手配のために、運送・宿泊機関等に対し、お客様の氏名、年齢、性別、電話番号、その他手配をするために必要な範囲内での情報を、あらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。
- (5)当社が保有するお客様の個人データの開示、その内容の訂正、追加若しくは削除、またはその利用の停止、消去若しくは第三者への提供の停止をご希望の方は、必要となる手続きについてご案内いたしますので、当社にまでお申し出下さい。その際、法令及び当社内規に従い、遅滞なく必要な措置を取らせていただきます。また、ご希望の全部または一部に応じられない場合はその理由をご説明します。
- (6)当社は、個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等から保護し、正確性及び安全性を確保するために管理体制を整備し、適切な安全対策を実施致します。個人情報を取り扱う事務所内への部外者の立ち入りを制限し当社の個人情報保護に関わる役員・職員等全員に対し教育啓発活動を実施するほか管理責任者を置き個人情報の適切な管理に努めます。

#### ◆旅行企画・実施

長野県知事登録旅行業第 2-288 号

朝日観光自動車(株)

長野県塩尻市広丘野村 1610-4

TEL.0263-54-1099

(一社)長野県旅行業協会正会員

旅行業務取扱管理者 清沢 和恵

●担当者の説明に不明な点があれば旅行業務取扱管理者が説明します